

令和7年2月5日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について（求補正）

標記について、下記のとおり確認及び補正を求めるので、令和7年2月19日（水）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和7年1月24日（金）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和7年1月28日（火）

3 行政文書開示請求書に記載された請求内容

職務上の過誤をした検察庁職員に対する懲戒処分及び人事上の措置の基準が書いてある文書（最新版）

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

上記3について、その趣旨が、職務上の過誤をした検察庁職員に対する懲戒処分及び監督上の措置の量定基準が記載されている行政文書の開示を求めるということであれば、法務省本省では、その請求の趣旨に該当するものとして、次の行政文書を保有しています。

(1) 懲戒処分の指針について（平成12年3月31日付け職職-68人事院事務総長通知）

(2) 法務省職員の訓告等に関する訓令（平成16年4月9日付け法務省人服訓第814号大臣訓令）

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について（補正を求める事項）

上記4の行政文書を全て請求される場合、開示請求件数は2件（上記4（1）及び（2）が各1件）、開示請求手数料は600円となります。

現在、あなたからは、開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、請求する件数に応じた収入印紙を納付願います。